

独立行政法人 統計センター
理事長 戸谷 好秀 殿

平成 24 年度 監事監査意見書

私共は、独立行政法人通則法第 19 条第 4 項及び第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人統計センターの平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの平成 24 年度における事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書をいう。以下同じ。）及び決算報告書につき監査を実施した。その結果を次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

役員会議その他重要な会議に出席するほか、業務の執行に携わる役職員から内部統制の状況及び事業の報告を受け、重要な決裁書類等の回付を受けそれを閲覧した。また、決算担当部署から当該年度に係る事業報告書、財務諸表及び決算報告書について報告及び説明を受けた。以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告書、財務諸表及び決算報告書について監査を実施した。

2 監査の結果

（1）事業報告書は、当該独立行政法人の平成 24 年度に関する業務運営の状況を正しく表示しているものと認める。

なお、平成 24 年度政策評価・独立行政法人評価委員会による「統計センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」を受け、関係者から事情聴取を行った。

その結果、次のように考えている。

- ・ 民間事業者の活用に当たっては、効率化の視点だけでなく国民の秘密の保護の視点からも十分に検討を行い、国民の信頼を得られるように、この取組を進めていただきたい。
- ・ 統計センターの業務改革を着実に遂行していくためには、ICT 化推進の力となる情報処理の専門家や統計処理の専門家の中長期確保が必要である。また、新規採用職員の計画的な確保、研修の充実等による人材育成など、法人全体として職員の質の向上に力を入れていくべきと考える。特に、新規採用職員については、将来の統計センターを担う人材として、いろいろな部署を経験させるなど、その人材育成に力を入れていただきたい。

また、併せて、昨年来課題となっている給与水準の適正化の問題について、事業報告書により上昇の理由・分析について理解をした。統計センターの業務改革を進めていく中で、給与水準の適切性について、今後とも対外的にも理解を得られるよう、引き続き努力をされたい。

(2) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に準拠して作成されており、当該独立行政法人の平成25年3月31日現在の財政状態並びに平成24年度の運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

また、利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。

(3) 決算報告書は、当該独立行政法人による平成24年度の予算の区分に従って決算の状況を正しく表示しているものと認める。

平成25年6月10日

独立行政法人 統計センター

監事

中山 真一



監事

文野 清正

